

財務省告示第二百十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年五月十五日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行人	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（二年）（第二十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で五百八十三億円	五千八百八十三億三千八百四十七万五万円
							振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発 行 日
十 行 価 格

十一 利 率
十二 初 期 利 子

十三 第 二 期 以 後 の 利 子

十四 償 還 限
十五 償 還 金 額
十六 元 利 支 所
十七 払 込 期 日

平成十九年五月十五日
額面金額百円につき百円六銭六

厘 年〇・九パーセント

平成十九年十一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十一年五月十五日
額面金額百円につき百円

平成十九年五月十五日
日本銀行